平成２４年（フ）第９０号
福岡県飯塚市川津281番地１フラワーハウスはなもり、住民票上の住所福岡県飯塚市相田883番地
債務者　江口　芳樹
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１７１号
福岡県久留米市東櫛原町2207番地16　ななしマンション107号
債務者　冨田　明男
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５４号
長野県諏訪郡下諏訪町4871番地２　コーポ高木303
債務者　水村　　純
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４６号
長野県飯田市鼎名古熊1996番地５
債務者　河井　丈夫
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第４７号
長野県飯田市鼎名古熊1996番地５
債務者　河井加代子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第８５号
福岡県飯塚市大日寺235番地１　ハピネスコート205号、前住所福岡県飯塚市川津433番地３
債務者　佐伯　智子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２９４号
大分市大字東院754番地の１
債務者　津﨑　里佳
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９３号
福島県郡山市芳賀１丁目13番20号
債務者　夏井　進一
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
福島県郡山市町東２丁目141番地　リバーヒル106号
債務者　塩田　悟郎
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
北九州市小倉北区中井１丁目37番６―203号
債務者　黒木万里子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３９１号
北九州市八幡東区西台良町５番65号
債務者　畠中　　満
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３９２号
北九州市八幡東区西台良町５番65号
債務者　畠中小惠子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４８７号
北九州市八幡西区日吉台２丁目６番18号　モンソレイユ日吉台103号
債務者　一樂　　瞳
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９９号
福島県郡山市富久山町久保田字下河原15番地の１　コーポ河原Ａ棟102号
債務者　中野　順子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１２６７号
名古屋市中区三の丸１丁目２番３号
債務者　東郷　一也
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９号
青森県黒石市大字東馬場尻字馬場尻31番地３
債務者　種市　光佑
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１０３号
青森県弘前市大字茂森新町４丁目16番地７　城南コーポック７号
債務者　高屋敷達夫
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１００号
青森県八戸市桜ヶ丘２丁目20番16号　パンプキンハウスⅡ１―３号室、前住所青森県八戸市大字松館字細越６番地11
債務者　河村　　保
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係